

自立支援医療（育成医療）について

○自立支援医療（育成医療）とは

身体上の障害を有する児童又は疾患を放置すると将来において障害を残すと認められる児童（18歳未満）に対して、その身体障害を除去、軽減する効果が期待でき、生活能力を得るために手術等の治療が行われる場合に、その医療費の一部を公費で負担する制度です。

ただし、一定所得以上の「世帯」の場合は、育成医療の対象とならないことがあります。世帯の市町村民税（所得割のみ）に応じて一部自己負担があります。

○対象となる障がいの範囲

視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓の機能障害、その他の内臓機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

○対象となる医療は

身体障害を除去軽減する効果が期待でき、生活能力を得るために行われる手術等

- ・ 診察
- ・ 薬剤又は治療材料の支給
- ・ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- ・ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護（訪問看護）など

○申請に必要な書類

申請書・医師の意見書（指定された医療機関の医師が作成）・所得の確認に要する書類など

○自己負担について

原則として医療費の1割ですが、世帯の所得に応じて月ごとに自己負担上限額が定められます。

●申請先 お住まいの市町村の窓口

育成医療は平成25年度から市町村へ権限が移譲され、市町村が実施主体です。そのため平成25年4月1日からは申請窓口は市町村ですので、ご注意ください。

参考：平成24年度までは

鹿児島市以外にお住まいの方：鹿児島県内各地域の保健所

鹿児島市にお住まいの方：鹿児島市保健所